

境界確定申請書

平成 年 月 日

財産管理者
道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

貴土地改良区が管理する、下記の土地改良財産と隣接地について現地等をご調査のうえ境界を確定頂きたく申請致します。

記

1. 申請に係る土地改良財産及び土地の表示

名称	道前平野地区
所在地	愛媛県西条市
地目	公簿 () 現況 ()
地積	公簿 , m ² 実測 , m ²

2. 現地立会の予定日

平成 年 月 日 () 時 分

3. 境界確定の協議を必要とする理由

4. 隣接する土地の表示

所在地・地目・地積 (m ²)	所有者の住所・氏名
地目 () 地積 ()	
地目 () 地積 ()	
地目 () 地積 ()	

5. 添付書類

①位置図 ②平面図 ③横断・縦断面図 ④現況写真

⑤土地の丈量求積図 ⑥登記簿謄本 (抄本)

※申請の添付書類 (正・副) は2部提出

土地改良財産他目的使用等契約書

財産管理者 道前平野土地改良区 理事長 (以下「甲」という。)と、他目的使用者 (以下「乙」という。)は、甲が管理する土地改良財産 (以下「財産」という。)を、定款第4条第3項の規定に基づき、乙に使用させることについて下記のとおり契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、甲が管理する財産を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第 2 条 甲が乙に使用させる財産は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

種 目	道前平野地区 農業専用施設
種 類	
所 在	愛媛県西条市
構造及び規模	
数 量	
財産の範囲	

第 3 条 甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるものとする。

用途又は目的	
使用の方法	

2. 乙は、前条の財産を、前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならないものとする。

3. 乙は、第1項について変更する必要があるときは、直ちに甲と協議しその指示を受けるものとする。

第 4 条 乙の使用期間は、平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 までとする。

2. 乙は、前項に規定する使用期間満了後も継続して財産を使用する必要があるときは、期間満了1箇月前までに甲に対し継続使用の事務手続きを行い、甲の承認を受けるものとする。

第 5 条 乙の使用料については、一金 円を毎年徴収するものとする。

2. 乙は、前項の使用料金を甲の発行する納入告知書により、指定の期日までに納入するものとする。

第 6 条 乙は、当該使用により甲の管理する財産に損傷を与え、又は与える虞があるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第 7 条 乙は、第 3 条第 1 項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該使用に係る財産を乙の負担により原状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第 8 条 甲が管理する財産を、改修又は補修等を行う必要が生じたため、乙の施設に支障をきたす虞がある場合には、乙と協議のうえ、乙の責任において甲の改修又は補修等に支障のないよう仮設し、甲の施工完了後、原状に復すものとする。
但し、この場合の諸経費は乙の負担とする。

第 9 条 乙は、当該使用によって公害、その他の事由により下流の施設管理者及び地域住民より苦情を生じた場合は、乙の責任において解決するものとする。

第 10 条 甲は、乙がこの契約書に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第 11 条 本契約において定められた事項について、疑義が生じたとき又は本契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、「甲」及び「乙」は本書 2 通を作成し記名押印のうえ、其々 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

財産管理者「甲」 愛媛県西条市丹原町池田 1 7 1 8 番地 2
道前平野土地改良区
理事長

他目的使用者「乙」 住 所
名 称
氏 名

⑩

土地改良財産他目的使用等及び改築、追加工事等契約書

財産管理者 道前平野土地改良区 理事長 (以下「甲」という。)と、他目的使用者 (以下「乙」という。)は、甲が管理する土地改良財産 (以下「財産」という。)を、定款第4条第3項の規定に基づき、乙に、使用及び改築、追加工事 (以下「工事」という。)を、させることについて下記のとおり契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、甲が管理する財産を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用及び工事をさせるものとする。

第 2 条 甲が乙に使用及び工事をさせる財産は、次のものとし、乙の費用負担により次のとおり工事等を実施するものとする。

(1) 使用及び工事の対象となる財産の明細

種 目	道前平野地区 農業専用施設
種 類	
所 在	愛媛県西条市
構造及び規模	
数 量	
財産の範囲	

(2) 工事の施工期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(3) 工事の施工内容

別添、設計図面等のとおりとする。

第 3 条 甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により、乙に使用させるものとする。

用途又は目的	
使用の方法	

2. 乙は、前条の財産を、前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならないものとする。

3. 乙は、第1項について変更する必要があるときは、直ちに甲と協議しその指示を受けるものとする。

第 4 条 乙の使用期間は、平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 までとする。

2. 乙は、前項に規定する使用期間満了後も継続して財産を使用する必要があるときは、期間満了1箇月前までに甲に対し継続使用の事務手続きを行い、甲の承認を受けるものとする。

第 5 条 乙の使用料については、一金 円を毎年徴収するものとする。

2. 乙は、前項の使用料金を甲の発行する納入告知書により、指定の期日までに納入するものとする。

第 6 条 乙は、当該使用及び工事により、甲の管理する財産に損傷を与え、又は与える虞があるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第 7 条 乙は、第 3 条第 1 項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該使用に係る財産を乙の負担により原状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第 8 条 甲が管理する財産を、改修又は補修等を行う必要が生じたため、乙の施設に支障をきたす虞がある場合には、乙と協議のうえ、乙の責任において甲の改修又は補修等に支障のないよう仮設し、甲の施工完了後、原状に復すものとする。
但し、この場合の諸経費は乙の負担とする。

第 9 条 乙は、当該使用及び工事によって公害、その他の事由により下流の施設管理者及び地域住民より苦情を生じた場合は、乙の責任において解決するものとする。

第 10 条 甲は、乙がこの契約書に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第 11 条 本契約において定められた事項について、疑義が生じたとき又は本契約を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、「甲」及び「乙」は本書 2 通を作成し記名押印のうえ、其々 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

財産管理者「甲」 愛媛県西条市丹原町池田 1 7 1 8 番地 2
道前平野土地改良区
理事長

他目的使用者「乙」 住 所
名 称
氏 名

④

土地改良財産他目的使用等申請書

平成 年 月 日

財産管理者
道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

貴土地改良区が管理する土地改良財産について、下記のとおり使用したいので承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請致します。

記

使用する財産の種類及び名称	道前平野地区 農業用施設
使用する財産の所在地	愛媛県西条市
使用の用途又は目的及び範囲	
使用の方法	
使用の期間	承認の日 から 平成 年 月 日 まで

【添付書類】

関係図面 (位置図、平面図、横・縦断面図、設計図)
土地改良財産他目的使用等契約書 (2通)
現況写真 (上流・下流)

土地改良財産他目的使用等
及び改築、追加工事等申請書

平成 年 月 日

財産管理者
道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

貴土地改良区が管理する土地改良財産について、下記のとおり使用及び改築、追加工事等（以下「工事」という。）をしたいので、承認を得たく関係書類に關係図面を添えて申請致します。

記

使用及び工事の対象となる財産の名称	道前平野地区 農業用施設
使用及び工事の対象となる財産の所在地	愛媛県西条市
使用の用途又は目的及び方法と工事理由	
工事の内容	
工事の期間	承認の日 から 平成 年 月 日 まで
使用の期間	承認の日 から 平成 年 月 日 まで

【添付書類】

關係図面（位置図、平面図、横・縦断面図、設計図）

土地改良財産他目的使用等及び改築、追加工事等契約書（2通）

現況写真（上流・下流）

土地改良財産他目的継続使用等申請書

平成 年 月 日

財産管理者
道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

貴土地改良区が管理する土地改良財産の他目的使用等については、平成 年 月 日付け 第 号で承認を得ておりますが、他目的使用等契約書第4条第2項の規定に基づき、継続使用致したいので関係書類等を添えて申請致します。

記

使用する財産の種類及び名称	道前平野地区 農業用施設
使用する財産の所在地	愛媛県西条市
使用の用途又は目的及び範囲	
使用の方法	
使用の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

【添付書類】

関係図面 (位置図、平面図) 現況写真 (上流・下流)
土地改良財産他目的使用等契約書 (2通)

土地改良財産他目的使用等契約の解約申請書

平成 年 月 日

財産管理者
道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

貴土地改良区が管理する土地改良財産の他目的使用等については、平成 年 月 日付け 第 号で承認を得て土地改良財産他目的使用等契約を締結しておりましたが、下記事由によって解約をしたいので申請致します。

記

使用する財産の種類及び名称	道前平野地区 農業用施設
使用する財産の所在地	愛媛県西条市
解約の事由	平成 年 月 日をもって

証明交付申請書

平成 年 月 日

道前平野土地改良区
理事長 殿

(申請者)

住所

名称

氏名

印

下記の証明を交付して頂きたいと申請致します。

記

証明内容	交付数	備考
1. 平成 年度賦課金納付証明	通	
2. 平成 年 月 日 農地転用決済金納付証明	通	
3. 土地改良区地区外証明	通	
4. 地区除外等処理規程の通知書 に対する意見書の再交付	通	
5. 土地改良財産の境界確定証明	通	
6. 公共施設管理者の同意書	通	
7. 代表者の資格及び印鑑証明	通	
8.	通	

別表 (第 1 号表)

土地改良財産他目的使用料・徴収期間

種 別	用 途	単 位	規 模	徴収料金 (円)		徴収期間	使用期間	附 記
				設備料 (円)	使用料 (円)			
床版橋	通路用	m ²	延長 5 m まで		4, 000	初年度	5 年	住宅地への進入路 (一般家庭) 々々 駐車場・簡易工作物など
	準宅地	m ²	延長 10 m まで		4, 000	毎 年	々	
	宅 地	m ²			5, 000	々	々	
排泄物 (し尿)	浄化槽	人	10 人未満	15, 000	7, 000	毎 年	5 年	
			10~20 未満	30, 000	9, 000	々	々	
			20~30 未満	45, 000	12, 000	々	々	
			30~50 まで	60, 000	15, 000	々	々	
排泄物 (雑俳)			51 以上の大型浄化槽については理事会で定める					
	下水 (一般家庭)			15, 000	7, 000	初年度	5 年	し尿浄化槽 10 人未満を適用
管			上記以外の下水放流については理事会で定める					
	配管路	m	φ0.1 未満		1, 000	初年度	5 年	ガス・水道管など
		m	φ0.1~0.3 未満		1, 500	々	々	
		m	φ0.3~0.5 未満		2, 000	々	々	
用地		m	φ0.5 以上		2, 500	々	々	
	電 柱	本				毎 年	5 年	設置者の単価を基準とする
	広告物	m ²			4, 000	々	々	広告板の面積を基準とする
	駐車場	m ²			4, 000	々	々	
	工作物	m ²			4, 000	々	々	

1. 設備料の徴収は、初年度 1 回限りとする。
2. 徴収期間は年を基準とし、月数及び日数は考慮しない。
3. し尿浄化槽設置については、会社・工場・学校・官公署・病院等 50 人以上の従業員を雇用する団体については、規模の程度を検討し、その都度理事会で定める。
4. 床版橋架設については、2. 5 m ごとにグレーチングを設置する。